

平成12年1月27日(木)

次の内容で、2月1日から2月14日までパブリック・コメントを行います。
その後、各都道府県等に対して通知いたします。

照会先
厚生省社会・援護局施設人材課
課長補佐 菅原 広司(内2862)
施設係長 菊池 芳久(内2865)

社会福祉法人会計基準(案)の策定について

1 趣 旨

措置から利用への制度改正に対応し、法人の自主的な経営が可能になる社会福祉法人の会計にするもの。

2 新会計基準のポイント

① 法人の経営努力が反映される会計

- ・ 法人の経営状態を明確に反映するため、新たに損益計算の考え方を導入し、法人の自主的な事業への取り組みを支援する。
- ・ 減価償却方式を取り入れることにより、建物等の固定資産を適正に評価する。
- ・ 規制緩和の一環として大枠の基準とし、詳細な記載については法人の裁量とする。

② 法人単位の会計

法人全体として自主的な経営努力が反映されるように、従来の本部会計と施設会計の区分をなくし、利用施設に移行する施設を経営する法人内での資金の異動を容易にする。

③ 理解しやすい会計

- ・ 情報公開に対応した簡潔、明瞭な財務諸表とする。
- ・ 社会福祉法人として高い公益性に鑑み、当該年度における資金の収支が明確になるよう、資金収支計算書により予算及び決算を作成する。

3 新会計基準の適用

① 原則として、全ての社会福祉法人について平成12年4月から適用する。

② ただし、措置施設のみを経営している法人及びこれまで社会福祉法人経理規程準則が適用されていない法人への適用については、当分の間、これまでの方式でもかまわないものとする。

③ また、現在、病院会計準則等を適用している施設については、当分の間、これまでの会計処理によるものとする。

社会福祉法人会計基準(案)の基本的骨格

- (1) 法人全体での資産、負債等の状況を把握できるようにするため、会計単位は法人で一本の一般会計とする。ただし、公益事業及び収益事業については特別会計とする。
- (2) 施設毎の経営の状況を判読できるよう、一般会計の内部に施設毎の経理区分を設ける。
- (3) 適切なコスト管理と経営努力の成果の把握ができるよう、損益計算の考え方を導入する。
- (4) 建物等の資産価値を適切に評価・表示するため、減価償却制度を導入する。
- (5) 計算書の体系は、これまでの財産目録、貸借対照表、資金収支計算書に加えて、事業活動収支計算書（通称「損益計算書」）とする。

- ・財産目録 ……………当該会計年度末現在の全ての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に記載するもの。現在の決算で使用。
- ・貸借対照表 ……………当該会計年度末現在におけるすべての資産、負債及び純資産の内容を明らかにするもの。現在の決算で使用。
- ・資金収支計算書 ……当該会計年度の支払資金の収入・支出の内容を明らかにするもの。現在の予算及び決算で使用。
- ・事業活動収支計算書…当該会計年度の活動の成果を把握（コスト把握や、経営努力の成果の把握）するもの。新規に決算で使用。